

佐賀市

「参加と協働をすすめる指針」

—みんなで取り組むまちづくりのために—

付 編

協働Q&A・協働事例

佐賀市
まちづくり
参加と協働の



佐賀市

ここでは、「参加」と「協働」の考え方について、職員や市民の皆さんから寄せられた質問の中でも多かったものを取りまとめ、指針の内容を更に理解していただけるようなQ&A集を作成しました。

また、各質問の末尾には、指針本編で再確認できるよう、関連ページを記載していますので、指針本編とあわせて活用してください。

Q&A

目 次

- Q1 「参加」とか「協働」って、行政のコスト削減するための手段なんでしょう？
- Q2 「協働」は、市民活動団体が自分たちの活動を続けていくための仕事や資金を獲得する絶好のチャンスだと考えていいんですね？
- Q3 「市民活動団体への支援」と「市民活動団体との協働」は同じものなんですか？
- Q4 「参加」や「協働」って言うけど、それって行政の責任放棄につながりませんか？
- Q5 チラシ掲示などの広報の協力も「協働」していることになりますか？
- Q6 協働の提案を受けたい（持掛けたい）けれど、どうすればよいのでしょうか？
- Q7 協働相手に関する情報はどうやって集めたらよいのでしょうか？
- Q8 協働で取り組みたい気持ちはあるのですが、双方に資金がありません。
- Q9 協働の相手として、企業と市民活動団体の2つの対象がある場合、選定が難しいのですが？
- Q10 市民ニーズも多様化する一方で市役所の人員も減っています。「参加」も「協働」も大切なことだと思いますが、今以上に業務が増えたりしそうだし、とても手間隙がかかりそうなので大変ではないかと考えています。
- Q11 協働の相手が市民活動団体の場合、任意団体よりも法人格を持っている団体のほうがふさわしいのでしょうか？
- Q12 営利組織である企業との協働って、本当に取り組んでも大丈夫なのでしょうか？
- Q13 協働で取り組むべき地域の課題を見つけたので、市民活動団体と取り組みたいと思うのですが、近くに対象になる相手がいません。どうしたらよいのでしょうか？
- Q14 協働の相手方の信頼性や継続性をどのように見極めればよいのでしょうか？
- Q15 「協働」には法律などの明確な拠り所となるものがいたため、自己流な進め方になってしまわないか、とても不安です。

Q1 「参加」とか「協働」って、行政のコスト削減するための手段なんでしょう？

「参加」や「協働」の取り組みが目指す主たる目的は、地域の課題解決です。決して行政のためにコストを削減することではありません。

しかし、昨今の財政難を何とか乗り越えるため、行政が「安上がり行政」や「行政の下請け」の手段として「参加」や「協働」を利用している、といった懸念が市民活動団体側には根強く、残念ながら全国的には実際にそのような実態も一部ではあるようです。

もちろん、「市民参加」や「協働」の手段を使って社会的課題や地域の課題に取り組んだことで、同じ経費でも提供する公共サービスの質が上がったり、あるいは取り組みのスピードが速くなったりすることによりコストが下がるケースもあります。

しかし、これはあくまでも、結果的にコスト削減に結びついたのであって、「市民参加」や「協働」を「コスト削減のため」の手法と考えるのは間違います。そもそもそのような考え方で進めている取り組みや関係性には、資源の奪い合いが始まり、いずれどちらかが疲れはててしまうため、受益者のための継続性など期待できません。

この財政難の時代において、コスト削減は行政改革の大きな目的の一つですが、「社会や地域の課題解決に取り組むため」の「市民参加」や「協働」の手法をそのために利用してはならないことを、行政はもとより、市民活動団体や企業もしっかりと肝に銘じなければなりません。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第2編 基礎編 第3章「求められる理由」を知る（19-22頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）

Q2 「協働」は、市民活動団体が自分たちの活動を続けていくための仕事や資金を獲得する絶好のチャンスだと考えていいんですね？

その考えで「協働」に取り組もうとするのであれば、それは本末転倒といわざるを得ません。

行政や企業と同様、市民活動団体も公共を担う主体の一つですから、自己の活動を行う一方で、協働の形態をとりながら行政に代わって公共サービスを提供したり、行政や企業とともにさまざまな取り組みを進めていくことが期待されています。もちろん、その際に協働の相手から活動に必要な資金を得ることも当然あることでしょう。

しかし、その仕事や資金は、市民活動団体の自己活動のためではなく、あくまでも課題解決のために提供されているものだということを忘れてはいけません。

本来、「協働」の取り組みが目的としているのは、市民活動団体への仕事や資金の提供ではなく、地域の課題解決を図ることです。つまり、「協働」において、まず何よりも先に考えるべきことは、協働に取り組んでいる当事者の利害関係ではなく、事業を実施することで恩恵を受けることになる人たち（受益者）こそが満足を得られるような取り組みにすることです。取り組みにあたっては、このことはしっかりと相互で確認し、共有を図っておきましょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第2編 基礎編 第4章「それで何が変わるのか」を知る（23-26頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）

Q3 「市民活動団体への支援」と「市民活動団体との協働」は同じものなんですか？

「支援」と「協働」はよく混同されがちですが、まったく違うものです。

市民活動団体への「支援」というのは、団体が活動しやすくなるため、あるいは活動の活性化のために様々な環境整備を行うことを指しています。

例えば、補助や助成などの方法で資金支援をしたり、市民活動の拠点となる施設を設置して活動スペースや事務所機能、活動に必要な資器材を提供したりするなどがそれにあたるでしょう。

一方、市民活動団体との「協働」は、受益者を見据えた課題解決という目的を達成するために、共に活動に取り組むことです。もちろん、その場合でも市民活動団体が取り組みのための資金を得たりすることもありますが、その資金はあくまでも受益者に向けた活動のためのもので、団体自体が支援を受けることとはまったく意味合いが異なります。

もちろん、協働で取り組む過程において取り組んでいる組織のスキルが高まったり、信用度が上がったりすることなど、組織自体の成長につながることもありますが、あくまでもそのことが協働の主たる目的ではありませんので、「支援」と「協働」は本質的に違うものとして考えることが必要です。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第2編 基礎編 第4章「それで何が変わらるのか」を知る（23-26頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）

Q4 「参加」や「協働」って言うけど、それって行政の責任放棄につながりませんか？

これまで主として行政が担ってきた公共サービスについて、その担い手が変わることに対して不安を抱かれる方もいるかもしれませんし、「本来は行政がやってきたことなのに、市民へ押しつけているだけではないだろうか」と疑問に思う方もいるかもしれません。

しかし、行政がこれまで提供してきた「公平で公正なサービス」だけでは、多様性や選択性が求められる今日の社会状況にうまく対応しつづけることが難しくなってきてることは指針本編でも解説したとあります。だからこそ、近年において「参加」や「協働」への期待が高まっているのです。

しかし、「協働」によって行政がサービスの提供者から完全に離れてしまうのではありません。行政がやるべき領域はしっかりと責任をもって行いつつ、協働で行う必要のある領域については行政も関わりを保ちながら市民活動団体や企業というパートナーと共にサービス提供を行うのです。

つまり、「参加」や「協働」を取り入れながらまちづくりを進めていくということは、サービスの受益者をしっかりと視野に入れて取り組んでいくことでもありますので、責任を果たすことになっても、決して放棄することにはならないのです。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）
- 第2編 基礎編 第3章「求められる理由」を知る（19-22頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）

Q5

チラシ掲示などの広報の協力も「協働」していることになりますか？

市民活動団体の活動について広報の協力をすることも「協働」のあり方の一つです。チラシの掲示や配布の協力などは、ちょっとしたことのように感じるかもしれません、市民活動団体にとっては大切な援助になることも少なくありません。

また、行政や企業の持つ広報力も市民活動団体にとっては魅力的な資源の一つです。例えば、市内に全戸配布される市報にイベントや活動に関する記事が掲載されることによって、通常では得られない大変なPR効果が期待できますし、企業が日頃から行っている様々な媒体を駆使した広報のノウハウを活用できれば、それも効果の高いPR活動につながるでしょう。

しかし、当然のことですが、協働のあり方は何も広報の協力だけを指しているではありません。お互いに不足している様々な資源を相互に活用することが協働には求められます。

よって「広報の協力」をきっかけとして、さらに広く、さらに深く協働の可能性を探り、相乗効果の生まれる取り組みを模索することが重要です。

◆協働指針で確認しよう！

- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）
- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q6

協働の提案を受けたい（持ち掛けたい）けれど、どうすればよいのでしょうか？

このような要望に対して、佐賀市ではいくつかの制度を提供しています。

提案を持ちかけたい相手や提案相手がある程度決まっているのであれば、「協働推進窓口」を活用してみてはいかがでしょうか。この制度は、佐賀市市民活動推進課を総合窓口として、また関係各課に窓口担当者を配置し、市民活動団体等からの協働に関する提案を受け付け、話し合いを行うものです。

一方、相手や事業内容が決まっていない段階での相談であれば、「協働相談会」に相談を持ちかけるのも一つの方法です。この「協働相談会」は、佐賀市市民活動推進課と協働に詳しいNPO法人が協働により提供している窓口です。

さらに、いろいろな人や団体と交流をしながら、取り組みのきっかけづくりをしたい場合には、「佐賀市協働出会いフェスタ」が最適です。協働に取り組んでいる、あるいは協働に関心のある人たちが一堂に会し、直接対話の機会を提供する異分野交流会です。

このような行政が提供している制度を活用することで、協働のきっかけづくりを行うことが可能です。

また、アイ・スクエアビルにある「市民活動プラザ」でも、市民活動に関する相談業務を行っておりますので、こちらも活用ください。

◆協働指針で確認しよう！

- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q7

協働相手に関する情報はどうやって集めたらよいのでしょうか？

佐賀市では、佐賀市を中心に活動している市民活動団体に関する情報提供の一助として、「佐賀市市民活動ガイドブック」という冊子を毎年刊行・配布しています。また、アイ・スクエアビルに設置されている市民活動の拠点施設である「市民活動プラザ」でも、市民活動団体に関する情報提供を随時行っておりますので、活用してみてください。

また、協働に関する情報不足や交流不足を解消するため、「佐賀市協働出会いフェスタ」という交流イベントを開催しています。毎回テーマを決め、そのテーマに関する協働の取り組み事例を紹介しながら、協働のあり方を学ぶとともに、関心のある市民や市民活動団体、行政、企業の人たちが、直接顔を合わせ、対話を進める交流会として好評です。このようなイベントに参加することも、協働相手のヒントにつながる情報収集の有効な一つとなりますので、是非活用してください。

ちなみに、佐賀県では「CSOブログ」という市民活動団体に関する情報ポータルサイトを運営しており、県内の様々な分野の団体の活動情報が提供されていますし、全国のNPO法人の情報については次のサイトにデータベースが提供されていますので、参考にしてください。

■佐賀県CSOブログ

<http://saga-csoblog.org/>

■内閣府NPOホームページ NPOポータルサイト

<http://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

■日本NPOセンター 「NPO法人データベース NPOヒロバ」

<http://www.npo-hiroba.or.jp/>

Q8

協働で取り組みたい気持ちはあるのですが、双方に資金がありません。

協働の取り組みは、直接的な資金を必要とするものだけではありません。お金のかからない協働のあり方もあります。

例えば、資金が無くても、行政や企業には長年培ってきた担当業務に関する情報や人脈、あるいは資材などの資源が比較的豊富にありますので、その有利性を活かして、人をつないだりアイデアを提案したりすることも可能です。一方、活発に活動を展開する市民活動団体は、想いを形にする熱意（意欲）と活動を推し進めるチカラ（専門性）を備えていますし、幅広いネットワークにも期待が出来ます。このような資源を相互に活用することで、課題解決の糸口を見つけ出すことが可能となります。

ですから、取り組みたい気持ちやニーズがあれば、まずは双方の持っている資源を使って出来ることから始めてみましょう。そして、更にその関係や事業性に継続性を求める必要が予想されるのであれば、それを契機として資金の獲得方法を模索したり、資金提供者を募ることを考えてみるのも一つの方法です。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第1章「言葉の意味」を知る（9-13頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなカタチ」を知る（31-37頁）
- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q9

協働の相手として、企業と市民活動団体の2つの対象がある場合、選定が難しいのですが？

協働の相手としての選定であれば、本当に課題解決につながる取り組みができる相手であるかどうかをしっかりと考えてみましょう。本来的な協働の目的は、地域や社会の課題を解決することですから、その取り組みに必要な相手かどうかという視点が最も大切です。

近年、「市民との協働」というスローガンが前面に出されることが多くなってきているため、協働の対象として、市民活動団体が真っ先にイメージされることが多いようです。しかし、協働の取り組みの目的を考えれば、その相手の属する分野よりも、専門性を持ち、相互理解が可能で、相乗効果を生み出すことができる相手であることがもっとも大切ですので、選定する場合にはその視点を常に持っておくようにしましょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）
- 第3編 実践編 第2章「さまざまなかたち」を知る（31-37頁）
- 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q10

市民ニーズも多様化する一方で市役所の人員も減っています。「参加」も「協働」も大切なことだと思いますが、今以上に業務が増えたりしそうだし、とても手間隙がかかりそうなので大変ではないかと考えています。

「参加」や「協働」の取り組みが、これまで経験したことのない業務のあり方だとしたら、はっきりいって手間隙のかかるケースが多いことは否めません。

しかし、それがいずれ相乗効果を生み、地域の課題解決につながるとしたらどうでしょう。それでも、取り組まない方法を選びますか？

「参加」や「協働」の始動の段階は、自転車を漕ぐことに例えてみればわかりやすいかもしれません。自転車の漕ぎ始めはペダルも重く、相当の力が必要になりますし、ゆっくりでしか漕げません。しかし、いったん加速が始まればペダルを漕ぐ力もさほど必要でなくなり、スムーズに進めるようになるのです。「参加」や「協働」も初動には相当の力や負担が必要となる場合がありますが、軌道に乗り始めれば、次第にかかる負担も徐々に減ってくるものです。

ただ、この感覚はいくら頭の中だけで考えても理解できるものではありません。まず取り組んでみること、経験をしてみることが「参加」や「協働」には欠かせないです。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第3章「求められる理由」を知る（19-22頁）
- 第2編 基礎編 第4章「それで何が変わるので」を知る（23-26頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）
- 第3編 実践編 第3章「取り組みの手順」を知る（39-43頁）

Q11

協働の相手が市民活動団体の場合、任意団体よりも法人格を持っている団体のほうがふさわしいのでしょうか？

任意の市民活動団体が、不動産を保有したり、行政や企業と契約行為を行ったりする際には、代表者個人の名でこれを行うことになり、このことによって個人に大きな負担がかかったり、代表者

変更で不便が生じたりすることがありました。しかし、平成10年に「特定非営利活動促進法」が施行されたことにより、市民活動団体も簡易に法人格を取得できるようになりました。

法人格の取得は、その団体の活動の規模や能力の高さ、あるいは信頼性などを保証しているものではありません。最近では、認証を受けずに特定非営利活動法人（NPO法人）を名乗ったり、設立内容とは異なる事業を行うケースも出てきており、法人格の有無だけでその団体を判断しては大変危険な場合もあるため、十分な注意が必要です。

従って、協働の取り組み相手としての市民活動団体の信頼性は、法人格の有無に関係なく、活動実績や活動内容を評価することで判断されるべきであることに留意しておきましょう。

◆協働指針で確認しよう！

→ 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）

Q12 営利組織である企業との協働って、本当に取り組んでも大丈夫なのでしょうか？

企業は基本的には営利を追求する組織ですが、その企業活動は社会の健全で持続的な発展がなければ行なうことはできません。つまり、企業も、市民活動団体や行政とともに、よりよい社会を築き支えていくという責務を負っており、その責務を果たす活動においては、協働の相手としてふさわしい主体であると考えるべきです。

近年、企業はCSR（企業の社会的責任）の取り組みとして、社会福祉・教育・文化・環境・人権など、私たちの社会のさまざまな分野にわたる社会貢献活動を展開しています。

しかし、変化の著しい現在の社会状況の中では、企業単独での社会貢献活動に限界があることも大きな課題として認識されていますので、市民活動団体や行政からも積極的に連携のアプローチを図ってみると重要な動きなのです。

◆協働指針で確認しよう！

→ 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）

→ 第4編 展望編 第1章「これからの歩み」を考える（49-55頁）

Q13 協働で取り組むべき地域の課題を見つけたので、市民活動団体と取り組みたいと思うのですが、近くに対象になる相手がいません。どうしたらよいでしょうか？

団体を探す方法については、Q6やQ7で紹介しました。

しかし、このような方法で探してみても、近隣では見つからない場合もあるでしょう。その場合は、もう少し広い範囲に目を向けて相手を探してみましょう。

例えば、住んでいる町から隣の町へ、住んでいる市から隣の市へ、あるいは住んでいる県から周辺の県へと広げていけば、取り組みに必要な協働の相手が見つかる確率は高くなります。

特に行政が協働を考える場合、その相手を行政区画にある市民活動団体や企業に限定しがちですが、協働の目的は地域の受益者を見据えた課題解決ですので、協働相手選びを地元志向にこだわりすぎて、課題解決に取り組まない（取り組めない）のであれば、それは本末転倒といわざるを得ません。

まずは、課題を抱える受益者に、解決の成果としての高いサービスを提供することを最優先にした相手選びを考えましょう。地域を越えた団体とともに協働の取り組みを進めることに触発されて、地元の団体が同様の活動を始めるきっかけとなり、後に協働の相手となることも十分に考えられます。

協働の相手探しにはこのようなアプローチの方法があることも覚えておきましょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む（組織）」を知る（15-18頁）
- 第3編 実践編 第1章「協働の原則」を知る（27-29頁）
- 第3編 実践編 第3章「取り組みの手順」を知る（39-43頁）

Q14

協働の相手方の信頼性や継続性をどのように見極めればよいでしょうか？

市民活動団体が多くの方から理解を得たり、活動の支援者を得たりするためのポイントの一つとして、その団体がどれだけ情報を発信しているかということがあげられます。NPO法人には事業報告書等の情報公開が法律（特定非営利活動促進法）で義務付けられていますが、法人格を持たない市民活動団体には特にそのような義務付けはありません。

しかし、自分たちの活動を広く知ってもらい共感してもらうためには、ただ活動していくだけではなく、自分たちが「何をやっているのか」「何をやってきたのか」「何をめざしているのか」「何ができるのか」などをしっかりと示すことがとても大切です。

ですから、日頃の現場での活動に加え、このような情報発信を丁寧に誠意をもって行っている団体は信頼度の高い組織として考えてよいでしょう。

◆協働指針で確認しよう！

- 第2編 基礎編 第2章「取り組む人々（組織）」を知る（15-18頁）
- 第3編 実践編 第3章「取り組みの手順」を知る（39-43頁）

Q15

「協働」には法律などの明確な拠り所となるものがなければ、自己流な進め方になってしまわないか、とても不安です。

協働について、これまで学校で習ったことのある人はほとんどいないと思います。また、協働が国の法律によって規定されているわけではありません。ですから、明確な拠り所が無いといわれるのも至極当然のことです。しかも憲法89条にはこのような規定があります。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

つまり、この規定をそのまま読めば、市民活動団体は、行政から自立した市民の組織であり、社会に求められる事業を自律的かつ継続的に行うことから、「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業」に該当し、公金の支出や公の財産の利用は認められないという解釈も成り立ちます。

このため、市民活動団体と行政が協働をすすめる上で生じる、公金の支出や公の財産の使用上の適正さを担保するためにも、行政において条例や指針などを定めているのです。

今回、佐賀市でも「指針」の策定においては、「参加」や「協働」の考え方を整理し今後の方向性を定めるという目的を持っていましたが、このような憲法上の規定との整合性を図る意図も含まれています。

したがって、佐賀市において「協働」に取り組んでいくにあたっては、この指針の内容をしっかりと理解することを心がけましょう。

ここでは、「参加」と「協働」の考え方について、更に理解が深まるよう、佐賀市域で取り組まれている事例から5つを紹介します。

紹介する事例は、さまざまな社会課題に対して多様な主体が多彩に連携を図る取り組みばかりですので、この事例の中にある「参加」や「協働」のポイントを感じ取って、自らの取り組みに活かしてみてください。

なお、事例説明の項目中の「協働の領域」の解説においては、協働指針本編「第3編 実践編 第2章『さまざまなカタチ』を知る」(31-37頁) を参照しながらお読みください。

協働事例

目 次

■事例1 「得意分野の持ち寄りで子どもを虐待から守る！」

(特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS
×こども課)

■事例2 「小・中学生に起業家精神を醸成する連携の新たなカタチ」

(特定非営利活動法人 鳳雛塾×商業振興課×学校教育課)

■事例3 「地域一丸となって取り組むからこそ可能な子どもの多彩な居場所づくり」

(KSVN [嘉瀬小学校ボランティアネットワーク] ×嘉瀬公民館×嘉瀬小学校)

■事例4 「協働で地域の歴史を再発見」

(勧興公民館×勧興地域ボランティア×勧興小学校)

■事例5 「歴史遺産に懸ける市民の情熱が行政を動かした」

(佐賀伝承遺産研究会×文化振興課×市民活動推進課)

得意分野の持ち寄りで子どもを虐待から

事業名称

- ◆児童虐待防止専門化講座
- ◆育児支援家庭訪問事業

協働の主体

特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS×こども課

事業内容

◆児童虐待防止専門化講座

児童虐待の早期発見や防止の早期対応を目指すため、児童相談所をはじめ、幼稚園・保育園、小学校・中学校、民生委員児童委員、母子保健推進員、警察、医療機関、児童クラブ指導員などを対象に、専門的な研修を年4回実施し、子どもたちに関わるさまざまな機関の連携強化と対応力の向上を図っている。

「専門家」ではなくあくまでも「専門化」としているのは、特定の人を専門家にする講座ではなく、いろいろな人に関わってもらい、児童虐待に関する知識をしっかりと受け止めて自分のものにしてほしい、人の考え方が変わってほしい、との想いからである。

この事業は、平成14年度から開始し、それぞれの組織の担当者の異動や入れ替わりはありながらも、継続事業として現在も実施中である。

◆育児支援家庭訪問事業

育児や過程に悩みを抱える家庭や、支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、子ども家庭支援員を派遣しサポートしていく事業で、児童虐待の発生やその再発防止にもつなげていく狙いも含まれている。



講座の様子1



講座の様子2

協働の取り組みへのきっかけ

平成12年度に、児童虐待防止法が成立、また虐待による死亡事例発生を受けて、平成14年度に「佐賀市児童虐待防止連絡協議会」が発足した。

特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISSは、発足当初から民間団体の委員として同協議会に参画しており、その時点から佐賀市こども課と虐待問題に関する認識を共有しており、協働につながる素地ができていた。平成15年6月から委託事業として実施することとなった。

守る！

役割分担のあり方

◆児童虐待防止専門化講座

VOISS：団体の持つ専門的な知識やネットワークの特性を活かし、講師の選定や研修内容等の具体的事項の決定など企画運営全般を担当している。

こども課：事業の基本方針の決定、受講対象者への周知案内、予算確保などを担当している。

◆育児支援家庭訪問事業

VOISS：専門性を活かした支援員の養成や研修、同行訪問、事例管理、訪問決定会議や評価会議の開催を担当している。

こども課：対象家庭の把握、訪問決定会議・評価会議の開催、予算の確保などを担当している。

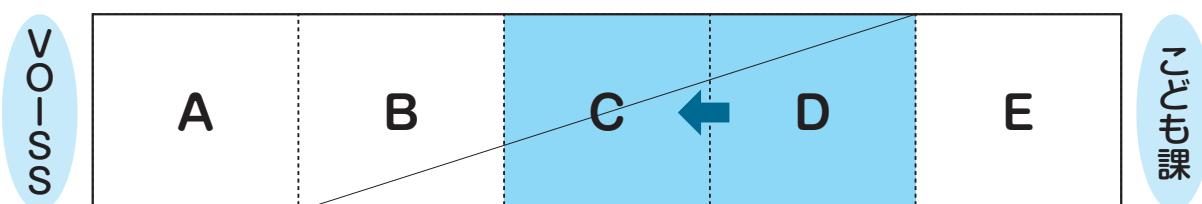
成功のポイント

- ◆立場の違いを認識するとともに、それぞれの得意分野を活かした役割分担を行っている。
- ◆事業の目標や進捗状況をしっかりと把握するための十分な話し合いが行われている。また、どちらかが極端に主導的になることのない立ち位置をそれぞれが考えている。
- ◆市民活動団体の持つ専門性とネットワークを活用していると同時に、行政側もさまざまな媒体をフル活用した広報活動を展開するなど、相乗効果が生まれている。
- ◆それぞれの役割が明確で、対話を基にした対等性の確保が行われている。
- ◆それぞれの担当者の入れ替わりはありながらも、当初の目的を持った継続事業として実施されている。

協働の領域

※領域の考え方については、協働指針本編（31～37頁）を参照してください。

委託という形態を探っているので、領域D：「行政の事業を団体が請け負って行う領域」と考えてしまいがちだが、取り組んでいる双方の主体にとっては、それぞれの役割分担のもとで、主体的に動き連携している領域Cのイメージに近い関係性によって実施されている点に留意しておきたい。



小・中学生に起業家精神を醸成する連携

事業名称

体験型起業家育成教育推進事業

協働の主体

特定非営利活動法人 鳳雛塾（ほうすうじゅく）×商業振興課×学校教育課

事業内容

子どもから大人（特に若者）までの幅広い人たちに対して起業家精神を養う教育を実施し、地域人材を養成するとともに地域経済の振興に寄与する目的で設立されたNPO法人鳳雛塾が、小学生を対象とした一連の商売活動を実際に体験させるキッズマートや中学生を対象としたインターンシップ（就業体験）を通じて起業家精神を醸成する取り組みを行政に提案し、経済産業省の委託事業を経て、現在は佐賀市の委託事業として継続して行っている。

プログラムの実施にあたり、佐賀市とは、学校教育課とともに商業振興課ともつながりをもつて事業展開をしており、学校教育の授業の一環としてだけではなく、商店街や企業を活性化する一環としての視点も持ちながら行っている。

◆キッズマート：

循誘小・勧興小・神野小の3校の4・5年生が地元商店街や佐賀駅で出店体験を行う取り組みを実施した。出店にあたっては、それぞれのグループ内で「社長」「仕入れ」「広告」など一人ひとりに役割を与え、市場調査→商品決定→借入→販売→収支決算までを体験するプログラムとして組み立てられており、学校内部で完結するのではなく、学校から飛び出し、様々な人のかかわりを持ちながら、実際のお金を使つた取り組みとして実施されている。

そのプログラムの成果として、子どもが楽しいことばかりではなく、苦労も感じている感想も出てきており、プロ意識の芽生えが垣間見れるような状況をつくりだしている。これまでの授業を通して、約4000人の生徒、500人の教師、700社の企業と連携実績が生まれている。



お店の看板を作ろう



商店街を調べよう



キッズマートをしよう

の新たな力タチ

◆インターンシップ：

城北、城南、昭栄中学校の2年生が5日間の職場体験（インターンシップ）を通して、企業への企画提案活動を行い、企業の大人とふれあいながら職業観や就業感の養成、ビジネス能力開発やスキルアップの醸成を図るプログラムを提供している。

協働の取り組みへのきっかけ

学校現場においては、ニートやフリーターが社会問題になってきはじめた状況の中、働くことの大切さを教える必要があるということで、キャリア教育を行おうという機運が高まった。高校生になってからでは遅いので、小中学生から教えることが大事だと考え、当初は総合的な学習の時間を活用して、職場見学や労働者の講演会などが行われていたものの、実感するためにはやはり体験することの必要性を感じてはいたが、学校にはそのノウハウがなかった。そのときに鳳雛塾からの声かけが最初の出会いとなった。

一方、鳳雛塾は、近年の若い社会人に活力がない、意見を言えないという状況を深刻な状況であると考え、大学生や社会人のキャリア教育を、佐賀大学と協働でスタートし、産業界から教育に関わりを持とうとした。その中で、小学生や中学生への労働体験のプログラムを提案し、実施に至っている。

役割分担のあり方

学校教育課は授業に関するを中心調整し、鳳雛塾は企業と学校のコーディネート役、講師や企業の選定を主に行っている。

昨今の市町村合併による市域の拡大に伴い、学校数も増大し、実施内容に多様性を要求されている現状もあり、鳳雛塾だけは対応が困難となっている課題もある。

成功のポイント

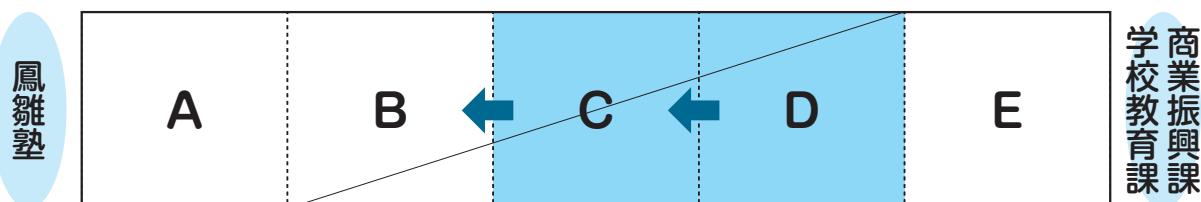
- ◆企業セクターに軸足を置き、協働の取り組みを図る市民活動団体の存在が鍵となっている。
- ◆特定の企業と学校が緊密に連携することには難しい問題もあるが、そこをコーディネートする市民活動団体の存在が欠かせない。

協働の領域

※領域の考え方については、協働指針本編（31～37頁）を参照してください。

現在は佐賀市の委託事業として実施されており、その形態から見ると領域Dに該当するが、鳳雛塾の提供する専門プログラムと行政側から提供される場と資金の提供のバランスから判断すれば領域Cに近いと考えられる。

また、提供プログラムの専門性や鳳雛塾の設立趣旨から見れば、今後その領域は次第にBへと移動することも十分に考えられる。



地域一丸となって取り組むからこそ可能

事業名称

どようひろば

協働の主体

KSVN（嘉瀬小学校ボランティアネットワーク）×嘉瀬公民館×嘉瀬小学校

事業内容

原則として、毎月第1・第3土曜日の午前中（9時～12時）に嘉瀬小学校の施設を開放して、安心して自由に遊べる子どもの居場所づくりを行っている。

提供する場には、

- ①子どもたちへの遊びと体験の場
- ②子ども同士や大人同士、子どもと大人のふれあいの場
- ③大人同士の連帯意識を育む場

という三つの場がある。

具体的には、よみきかせ、小物作り、藍の花苗植え、ジャガイモ苗植え、季節遊びや音楽、囲碁、卓球などの各種コーナー、また体育館、運動場ではサッカー、草野球などのコーナーもある。

児童数240名に対し、毎回平均70名の参加があり、その活動は盛況に行われている。

継続的な活動を進めるために欠かせない資金調達の手段として、「KSVN基金」を創設。地元企業の専務から指導を受け、会則づくりから口座開設、地元理事による寄付金集めなどの活動を経て開設。校区自治会との連携により、自治会費から毎年10万円程度を補助金として資金繰り入れも実現している。開設には各種団体の理解と協力が不可欠であったため、団体等への説明は会員が主体的に行い、個人寄付の広報も学校を通じて実施している。

活動には、人材支援として教職員や佐賀大学学生ボランティアの参画体制がある。毎回手書きのチラシを作成し、会員と全児童へ配布しており、丁寧な広報にも努めている。



どようひろば開催中



どようひろばのチラシ

な子どもの多彩な居場所作り

協働の取り組みへのきっかけ

学校が週休二日制になったこともあるって、子どもたちの地域社会においての体験活動がどんどん不足していくのではないかと大きな不安を持っていた、学校・地域・保護者が、集団遊びや自然とのふれあいなどを大人が関わりながら意図的に子どもたちに体験する場を提供する必要性を感じ、平成14年9月にKSVNを設立したのが始まり。

役割分担のあり方

KSVNが活動の母体となり、保護者グループ、地域、先生たちのグループなどの企画の受け入れや企画サポートを行っている。KSVNの会員は、嘉瀬小学校教諭、嘉瀬小学校教諭OB、地域、保護者、ボランティアジュニア（嘉瀬小6年生の希望者）、公民館職員など地域の多様な人々で構成されている。

全体の取りまとめ役として、保護者の代表が学校・地域・公民館との連絡を行っている。また、年に一度、周年事業として観劇会や演奏会を行い、町民との交流の機会を作るなど、常に会員同士の交流を行い、他世代の交流から生まれる発想をお互いに大切にしている。

また、事務局を小学校に設置しているおかげで、子どもたちの様子も非常にわかりやすく、子どもたちへの広報手段の一役となっており、先生たちの声かけは参加者増員とその保護者への理解に大きく関わっている。

成功のポイント

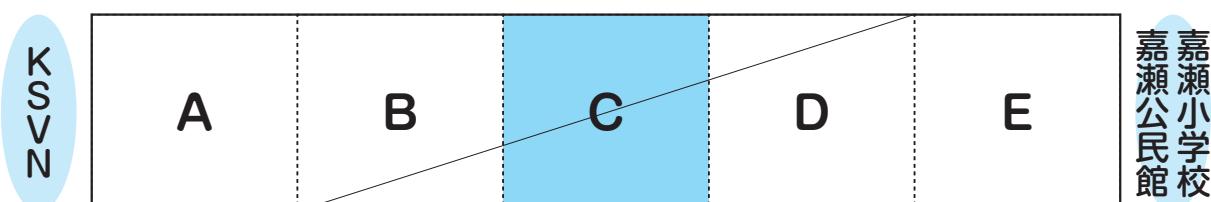
- ◆学校の施設開放という英断があった。
- ◆常に多様な交流を意識した連携の図り方が行われており、地域・学校・保護者が一体となって頑張っている。
- ◆継続的な資金調達の工夫がされており、しかもその熱意が高い。
- ◆「子どもを育てる」というキーワードで町民全体を巻き込むような仕掛けが考えられており、まちづくりの視点がしっかりしている。
- ◆それぞれの主体のメンバーの熱い思いが協働を動かす大きな原動力となっている。

協働の領域

※領域の考え方については、協働指針本編（31～37頁）を参照してください。

KSVNが活動母体であることから、領域Bに位置するという見方もできるが、活動に関わる主体それぞれの役割により大きな相乗効果が生まれていることを考えると、実態は領域Cにあると判断される。

しかも、その領域には多くの町民の「参加」がしっかりと根付いており、まさに「参加」と「協働」の両輪で動いている取り組みである。



協働で地域の歴史を再発見

事業名称

ふるさと勧興見て歩きツアー

協働の主体

勧興公民館×地域ボランティア×勧興小学校

事業内容

平成19年度の小学校4年生の時に「佐賀の七賢人」について学習した勧興小学校5年生が、平成20年度に勧興校区に点在する歴史的、文化的な見所を子どもたちの目線で探し、地域のお宝発見の「ふるさと勧興見て歩きツアー」を企画・実施した事業である。

ツアーは、「弘道館・七賢人コース」「勧興小学校の歴史・お宝コース」「日本の芸術家コース」「学問に尽くしたコース」の4つを設定し、その見所やゆかりの人物などについて学習活動を開いた。

この子どもたちの活動においては、「ふるさと勧興博士」と呼ばれる地域スタッフ（地域ボランティア）が、調べ学習のサポートやツアー企画へのアドバイス等を行った。

この事業は、勧興小学校においては総合的な学習のカリキュラムとして、勧興公民館では佐賀市が推進する「市民性をはぐくむ教育」の事業の一環として位置づけ、地域ボランティアも含めた相互連携の下に実施した。

プログラムは、講義形式の授業が2時間×2コマ、地域スタッフから聞いた題材を実際に自分の目で確かめるフィールドワークを3時間行い、学習の成果を保護者や地域の人たちに向けて発表した。

勧興公民館を基点に、平成16年度から積み上げてきた連携の成果を、この「ふるさと勧興見て歩きツアー」という授業に結実した。



協働の取り組みへのきっかけ

勧興校区は歴史あふれる地区であり、小学生は、勧興小学校の歴史や先人たちのことが書かれている「勧興読本」という副読本で勉強するなど、地区の歴史の学習も行われていた。

平成16年度からこのような歴史資源をより多くの住民に知ってもらうため、公民館で様々な事業を進めてきた経緯がある。

まず校区の人たちを対象に「読みカルタ」を募集し作成。次年度には「ふるさと勧興」という郷土本を、勧興公民館で作成。平成18年度には、公民館と小学校の初めての連携事業として、勧興小学生を対象にした「児童版読みカルタ」を作成した。

勧興校区は児童数や世帯数がそれほど多くない校区ということもあり、校区の体育大会や文化祭をはじめ、地域と学校がともに事業を進めてきており、このような背景の下に、地域・学校・公民館の連携の素地が出来上がってきたといえる。

平成18年度まで行っていた体験学習につながるものとして、平成19年度に公民館から、総合的な学習の中で校区の歴史的な題材を基にした授業をしないかとの提案があった。学校側からは「佐賀の七賢人」を取り上げて行いたいとの意向があったので、地域にいた「ふるさと勧興博士」と呼ばれる地域スタッフとともに授業を行うことになった。

役割分担のあり方

授業の基本的な枠組みづくりは学校が担当し、その案を基に取り組む主体が一緒になって具体的な内容を練り直していく作業を行った。また、「ふるさと勧興博士」と呼ばれる地域スタッフ（地域ボランティア）は、調べ学習のサポートやツアーアクションへのアドバイスを行った。地域スタッフはもともと歴史的知識を持っている人たちだが、子どもたちの疑問に更に答えようと資料収集や情報収集を行い、学習会を開催するなどした。

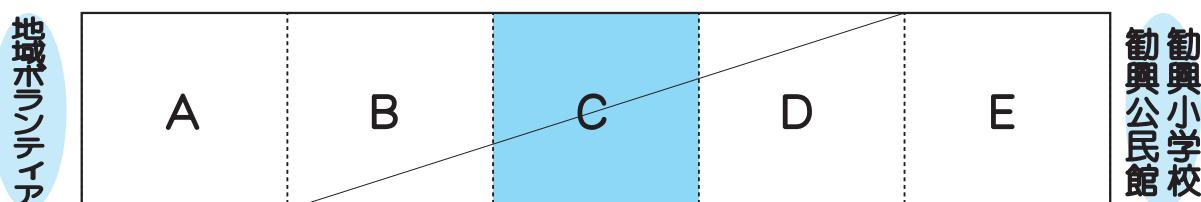
成功のポイント

- ◆突然始めた単発事業ではなく、しっかりとした素地作りが、地域と学校、学校と公民館、公民館と地域で行われてあり、垣根のないオープンな環境があった。
- ◆市民の参加を促す窓口や仕掛けが公民館を中心に作られており、動員ではなく、自主的な参加、参画の素地ができていた。
- ◆学校の中にとどまらず、学外にいる地域の人たちを巻き込むとする視点があった。

協働の領域

※領域の考え方については、協働指針本編（31~37頁）を参照してください。

事業のベースには公民館活動があるが、事業そのものは関わっているそれぞれの役割分担のもとで進められており、領域Cのイメージが最も近い。



歴史遺産に懸ける市民の情熱が行政を動かす

事業名称

三重津海軍所跡から佐賀市を元氣にする事業

協働の主体

佐賀伝承遺産研究会 × 文化振興課 × 市民活動推進課

事業内容

佐賀藩が幕末に設置した日本初の蒸気船用ドックを有する海軍所である「三重津海軍所」は、現在では地中に埋没しているため見ることはできないが、アジアの奇跡といわれた日本の近代化のルーツを示すという大変貴重な存在である。

しかし、それにもかかわらず、行政はもとより地域の人たちにも、その価値の重要性が十分には理解されていないというのが現状であった。

そこで、佐賀伝承遺産研究会がその歴史遺産としての重要性を、佐賀市の提案公募制度を利用して、フォーラムや講座などの手段を使って市民に周知啓発し、歴史遺産を使ったまちづくりにつなげていくこととした。また、単に周知にとどまらず、この取り組みをとおして、九州・山口の近代化産業遺産としての世界遺産暫定リスト入りを目指す運動としても行うこととした。

当初は歴史講座とシンポジウムを行う予定で実施していたが、事業途中で、「九州・山口の近代化産業遺産群」が世界遺産暫定リスト入りしたことが大きな弾みとなり、行政側の動きも次第に活発化するとともに、次第にその事業規模がどんどん膨らんでいき、最終的には予想を大きく上回る反響を得ることができた。

また、協働の相手としてターゲットにしていた佐賀市教育委員会文化振興課とも当初からしっかりと話し合いの場を持ち、協働の良好な関係を築くことができ、更には佐賀大学の教室をフォーラム会場として利用することになり、当初は予定していなかった大学との協働関係も実現できた。

3回実施したまちづくりフォーラムには延べ400名近くが参加し、最後のシンポジウムには300名を越える参加者が会場を埋め尽くし大盛況となった。またこのシンポジウムには、産業遺産の世界的権威者であり、世界遺産の選定にも影響力を持つスチュアート・スミス氏を招聘して基調講演を実施しており、このような動きが実現できたのも行政との協働の取り組みならではの成果であり、これがシンポジウムの大きな目玉にもなった。



ミーティングの様子



世界遺産シンポジウムも満員（佐賀大学にて開催）

かした

この取り組みが起爆剤となって、佐賀市も積極的に世界遺産に関する事業を展開していくことになり、担当する部署などが設けられることにもつながった。

協働の取り組みへのきっかけ

佐賀には貴重な宝物がたくさんあり、それを市民の人たちに知ってもらい、まちづくりに活かしていきたいと考え、市民有志で佐賀伝承遺産研究会を平成19年12月に設立。その活動を実現する手段の一つとして、平成20年度佐賀市市民活動啓発委託事業に応募し採択され、「三重津海軍所」を素材とした活動を行うことになった。この事業の応募枠が「協働実践事業」であり、市民活動の啓発であるとともに、協働により行うことが委託事業の狙いであったことから、その協働の相手を佐賀市教育委員会文化振興課として、協議をしながら事業を行うことになった。

役割分担のあり方

提案公募型協働事業での事業実施ということもあり、基本的な事業の企画や運営の主体は佐賀伝承遺産研究会が行った。委託者である市民活動推進課は事業資金の提供と各方面への広報を主に担当。本来的な協働の相手である文化振興課は、文化遺産に対する専門的な見地からの情報提供を行うとともに、事業実施に係るミーティング参加を実施し、本事業の締めくくりとなつたシンポジウムの開催にあたっては、基調講演に伴う事業調整など、事業の本格的な関与をするにも至つた。

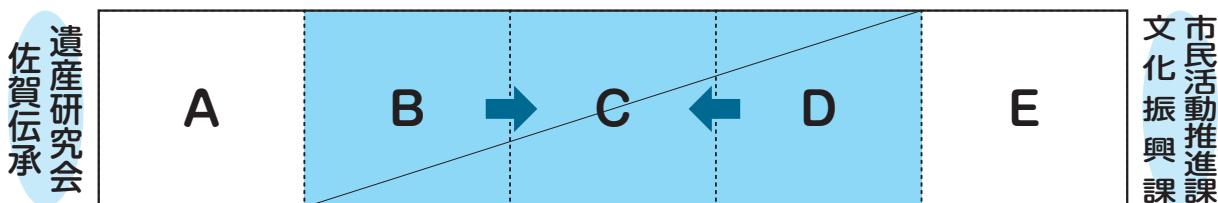
成功のポイント

- ◆団体と文化振興課との出会いが、最初から協働で取り組もうとするスタンスから始まっている。
- ◆団体の中核メンバーの思いやコンセプト、人間性が担当職員の共感を呼んだ。
- ◆双方の事前の話し合いがしっかりと持たれており、お互いの立場を理解する機会が多かった。
- ◆団体が事業を通して多様な主体と接することが、行政側にとっても更なる新しい出会いの機会となっている。

協働の領域

※領域の考え方については、協働指針本編（31～37頁）を参照してください。

市民発のアイデアや想いから生まれた協働事業であり、領域Bに近いイメージがある一方で、事業形態から見ると市の委託事業であるため、領域Dの側面もある。取り組みの実態から考えると、領域Cとも取れる。このようにその視点の置き方によっては、領域の捉え方が異なる事業であるが、双方のイメージとしては領域Cへ向かう意識が働いているといつていいだろう。



佐賀市
「参加と協働をすすめる指針」
—みんなで取り組むまちづくりのために—
付 編

編集・発行／佐賀市 市民生活部 市民活動推進課 市民活動推進係
〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目8-32 アイ・スクエアビル4F
TEL (0952) 40-7078
FAX (0952) 40-2050
E-mail katsudo@city.saga.lg.jp
佐賀市HP <http://www.city.saga.lg.jp>

発行日 平成21年4月

この冊子は1部あたり116円で作成しています。
(ただし人件費等間接経費は含まれておりません。)